

令和6年12月3日

【内閣官房・厚生労働省】

【概要書】

認知症施策推進基本計画

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

<<報告書の概要>>

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）第11条第1項に基づき、認知症施策推進基本計画を策定したため、同条第4項の規定に基づき、報告するものである。

【前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性】

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - ・認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」（※）に基づき施策を推進する。
（※） ・ 誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。
・ 個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、
④多様な主体の連携・協働

【Ⅲ 基本的施策】

- ・施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

【Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等】

- ・次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

【V 推進体制等】

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

連絡先は省略。